

腐り切った組織の実態を継続してウォッヂする 第六十七弾

神社本庁再生への道——その三十 総長選任問題控訴審判決は芦原理事の訴えを棄却——それでも田中体制が大崩壊する理由

控訴審での不当判決に
芦原理事は直ちに上告

(3) 令和5年7月1日(土曜日)

七月号は冒頭で残念な報告を致しなければならない。六月十四日、神社本庁総長の地位をめぐる裁判で東京高裁は、芦原理事の訴えを退ける判決を下したのだ。

その僅か五頁の判決文は、基本的に地裁判決の更にできの悪い要約としか言いようがない。

芦原理事が控訴理由書で指摘した地裁判決の重大な欠落部分に

対しては、「しかし、その主張は採用できない」「しかし、仮にそうだとしても、などとしながらも、その具体的な理由は述

教団による反社会的行為を見逃し、解決を遅らせる要因と

で、芦原理事が容認できるものでは到底ない。同氏は直ちに最高裁に上告している。

地裁判決同様、宗教法人神社本庁の代表役員としての総長の選任のみに着目し、宗教団体で

ある神社本庁の役員組織構に関する規定については、またも完全に無視したのだ。控訴審の裁判官が正氣だとしたら、彼らは、政教分離、信教の自由を基

本とする日本国司法機関には、今回も荒井総務部長名で全

七月号は冒頭で残念な報告を致しなければならない。六月十四日、神社本庁総長の地位をめぐる裁判で東京高裁は、芦原理事の訴えを退ける判決を下したのだ。

その僅か五頁の判決文は、基本

的に地裁判決の更にできの悪い要約としか言いようがない。

芦原理事が控訴理由書で指摘した地裁判決の重大な欠落部分に

対しては、「しかし、その主張は採用できない」「しかし、仮に

もとより、宗教法人を巡る様々な問題への公的機関の対処は、かつてのオウム真理教から

現在の統一教会に至るまで、明らかに及び腰であり、それが宗

教団による反社会的行為を見逃し、解決を遅らせる要因となってきた。その理由のひとつ

は、宗教は一般社会とは隔絶し

た特別な存在であるという、戦後特有の捉え方にあると思う

が、神社本庁までがその風潮に浸り、田中体制の維持を圖ろうとしている姿は、多少とも昭和

時代の神社界を見てきた筆者にとつて、極めて異常なものに映

藤原 登（フリーライター）

（略）

に田中執行部は、議長に田中派の北山氏を据えているとはいえない。評議員会の議事運営如何が田中体制の命綱であると考えている。

評議員会の議事概要が掲載された六月五日付の神社新報を読むと、田中執行部が評議員会において、「統理の総長指名」をめぐる緊急動議が出されることを予期し、如何にしてそれを封じるか、事前に作戦を練っていることが伺える。

一日目冒頭から、「統理の指名を尊重した執行部」を求める。都合のよい情報は拡大解釈をしたかも田中氏が正式な総長であるかのように宣伝している。都合の悪い情報はことごとく隠蔽するかのように宣伝している。都合の悪い情報を骨子とした緊急動議がまかり通つたら、宗教団体に法人格を与えるという宗教法人法の大前提が崩れてしまう。団体があつて法人があるのであり、その逆ではない。

五月の評議員会の状況について、前号に引き続きお伝えする。

（略）

（略）